

南城市人事給与・庶務事務システム
再構築業務に係る情報提供依頼書（RFI）

本依頼書は、本市が今後、調達を予定している人事給与・庶務事務システムの準備段階として情報収集を目的に行うものであり、本市が調達を約束すること、情報提供者に特別の地位・優位性を約束するものではありません。

令和 8 年 7 月
南城市 D X 推進課

1 件名

南城市人事給与・庶務事務システム再構築業務に係る情報提供依頼（以下「本情報提供依頼」という。）

2 背景と目的

本市の人事給与・庶務事務システムは、令和9年度にシステムの再構築を予定しており、システムの再構築においては、本市の業務処理への適合性、操作性、運用性の向上、機能の拡充、システム構築・運用管理コストの抑制、業務効率化等を図りたいと考えております。

本情報提供依頼では、システムの再構築に当たり、現在の仕様書案に対するご意見および構築費用の情報を幅広く事業者から情報収集および情報交換することで、調達に必要な情報を得ることを目的に実施します。

3 業務概要

別紙「南城市人事給与・庶務事務システム再構築業務仕様書（案）」を参照すること。

4 情報提供依頼事項

本書を参照の上、以下の事項に関する情報をご提供ください。

4. 1 企業概要

企業についての概要や同規模自治体への導入実績（過去5年度以内）に関する情報をご提供ください。

4. 2 提案システム（ソリューション）の説明

- ① 提案するシステム製品の概要、特長、特性、ライセンス等に関する情報をご提供ください。
- ② 提案するシステム製品の動作環境に関する情報をご提供ください。

4. 3 仕様書案および機能要件に対する意見

- ① 仕様書案の内容で提案可能かどうか、見直してほしい箇所がないか等の意見をご提供ください。
- ② 仕様書別紙1「人事給与システム帳票及び連携データ等一覧」を満たした提案が可能か回答をご提供ください。
- ③ 仕様書別紙2「南城市人事給与・庶務事務システム再構築業務 機能要件一覧」を満たした提案が可能か回答をご提供ください。

4. 4 データ移行

現在稼働中の導入対象システムに登録されているデータの移行を安全・確実に実施するための手順、手法、支援ツール、移行期間、留意すべき事項等に関する情報をご提供ください。

4. 5 運用サポート

本市からの問合せや不具合等が発生した場合のサポート体制、ヘルプデスク設置場所（常駐、事業者内、専任、兼任、対応要員数等）、FAQ等のナレッジ管理手法、ユーザ管理・更新等の支援、パッチ処理支援の手法、外部拠点からのリモート保守実施の有無や当該保守環境のセキュリティ対策に関する情報をご提供ください。

4. 6 構築スケジュール

契約からシステム稼働、機器リプレイスまでのスケジュールに関する情報をご提供ください。

4. 7 提案参加予定

本業務提案への参加予定、提案への不参加理由、提案するために市に希望する対応（提案）に関する情報をご提供ください。

4. 8 導入及び運用・維持・保守費

提案するシステムの導入と本稼働月から60ヶ月のシステム利用及び運用保守業務に係る経費に関する情報を任意様式にてご提供ください。

4. 9 デモンストレーションの実施について

本情報提供依頼に関する、デモンストレーションの実施可否について、ご回答ください。
※WEB 会議システム等を利用したオンラインによる実施でも構いません。

5 情報提供実施要領

本書や添付資料を参照の上、以下の要領により資料をご提供ください

5. 1 提供資料

書類	様式	部数
① 情報提供依頼参加表明書	第1号	1部
② 情報提供書提出届	第2号	1部
③ 情報提供書	任意	1部
④ 見積書	任意	1部
⑤ 質疑書	第3号	1部

5. 2 資料提供方法

「5. 1 提供資料」の印刷物を各1部と電子ファイルを次のとおりご提供ください。

- ① 印刷物：郵送
- ② 電子ファイル：電子メール、CD-ROM 又は DVD-ROM 等の媒体の郵送

5. 3 資料提出期日

- ① 情報提供依頼参加表明書（様式第1号）
令和8年7月17日（金）17時まで
- ② 情報提供書提出届（様式第2号）、情報提供書、見積書
令和8年8月7日（金）17時まで

6 質疑

6. 1 質問受付期間

令和8年7月24日（金）17時まで

6. 2 質問方法

質疑書（様式第3号）を「8 連絡・照会先」まで電子メールにて送付してください。

6. 3 回答方法

令和8年7月29日（水）までに、質疑及びその回答を、情報提供依頼参加表明書の提出があった者すべてに電子メールにて通知します。但し、質疑の内容によって、本情報提供依頼に係る調達に公平性を保てない場合には回答しないことがあります。

7 留意事項

- ① 提供を受けた資料等は返却しません。
- ② 提供された資料の内容について、後日、本市から照会又は追加の資料提供を依頼する場合があります。
- ③ 本市における検討内容や検討結果は公表せず、個別の問い合わせにもお答えできません。
- ④ 本情報提供の実施に要する費用は、貴社にてご負担くださいますようお願いいたします。

8 連絡・照会先

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

南城市 企画部 DX推進課 担当 玉城

TEL：098-917-5337 FAX：098-917-5424

Mail:tamaki00507（アットマーク）city.nanjo.lg.jp